

静岡市簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 静岡県静岡市

事 業 名 : ① 井川簡易水道事業
② 日向簡易水道事業
③ 坂ノ上簡易水道事業

策 定 日 : 令和 2 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	① 昭和32年4月 ② 昭和36年2月 ③ 昭和50年7月	計画給水人口	① 552人 ② 282人 ③ 350人
法適(全部・財務) ・ 非適の区分	法非適用 (令和2年4月1日より法の一部を適用予定)	現在給水人口	① 549人 ② 237人 ③ 286人
		有収水量密度	① 0.2千m ³ /ha ② 1.0千m ³ /ha ③ 0.5千m ³ /ha

② 施設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	管 路 延 長	① 23.2km ② 7.8km ③ 5.6km
	配水池設置数		
施 設 能 力	① 434m ³ /日 ② 200m ³ /日 ③ 123m ³ /日	施 設 利 用 率	① 59.3% ② 58.5% ③ 67.6%

③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	<p>客観的公平性が確保できることから、基本料金は水道メーターの口径の大きさにより料金格差を設定する口径別料金を採用し、また、従量料金は水道使用量が多くなるほど料金単価も高くなる通増型料金としています。 ※令和2年6月からの使用分より、料金改定を行う予定です(従量料金の部分は据え置きとし、基本料金の部分を値上げします)。</p> <p><令和2年5月使用分まで> 水道料金体系表(1か月につき・税込)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">(1) 基本料金</th> <th colspan="2">(2) 従量料金(1m³あたり)</th> </tr> <tr> <th>口径別(mm)</th> <th>料金(円) (10%税込)</th> <th>区分</th> <th>新料金(円) (10%税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td rowspan="2">418.0</td> <td>10mまで</td> <td>66.00</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>10mを超え 20mまで</td> <td>117.70</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>682.0</td> <td>20mを超え 50mまで</td> <td>156.20</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>2,101.0</td> <td>50mを超え 100mまで</td> <td>181.50</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>3,113.0</td> <td>100mを超え 500mまで</td> <td>201.30</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>500mを超える分</td> <td>214.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>※検針日は奇数月、請求は翌月の偶数月</p>	(1) 基本料金		(2) 従量料金(1m ³ あたり)		口径別(mm)	料金(円) (10%税込)	区分	新料金(円) (10%税込)	13	418.0	10mまで	66.00	20	10mを超え 20mまで	117.70	25	682.0	20mを超え 50mまで	156.20	40	2,101.0	50mを超え 100mまで	181.50	50	3,113.0	100mを超え 500mまで	201.30			500mを超える分	214.50	<p><簡易水道料金の計算方法> (例)水道管の口径が20mmで、1月検針時の使用量が34m³の場合の料金算定 12・1月使用水量は、ともに34m³の半分の17m³とします。</p> <p>○12月分料金(17m³使用)</p> <p style="margin-left: 20px;">418.0円 66.00円 × 10m³ = 660.0円 117.70円 × 7m³ = 823.9円 1,901円(1円未満切捨て) …①</p> <p>○1月分料金(17m³使用)</p> <p style="margin-left: 20px;">418.0円 66.00円 × 10m³ = 660.0円 117.70円 × 7m³ = 823.9円 1,901円(1円未満切捨て) …②</p> <p>★料金請求金額 ① + ② = 3,800円(10円未満切捨て)</p>
	(1) 基本料金		(2) 従量料金(1m ³ あたり)																														
口径別(mm)	料金(円) (10%税込)	区分	新料金(円) (10%税込)																														
13	418.0	10mまで	66.00																														
20		10mを超え 20mまで	117.70																														
25	682.0	20mを超え 50mまで	156.20																														
40	2,101.0	50mを超え 100mまで	181.50																														
50	3,113.0	100mを超え 500mまで	201.30																														
		500mを超える分	214.50																														
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)																																	

④ 組織

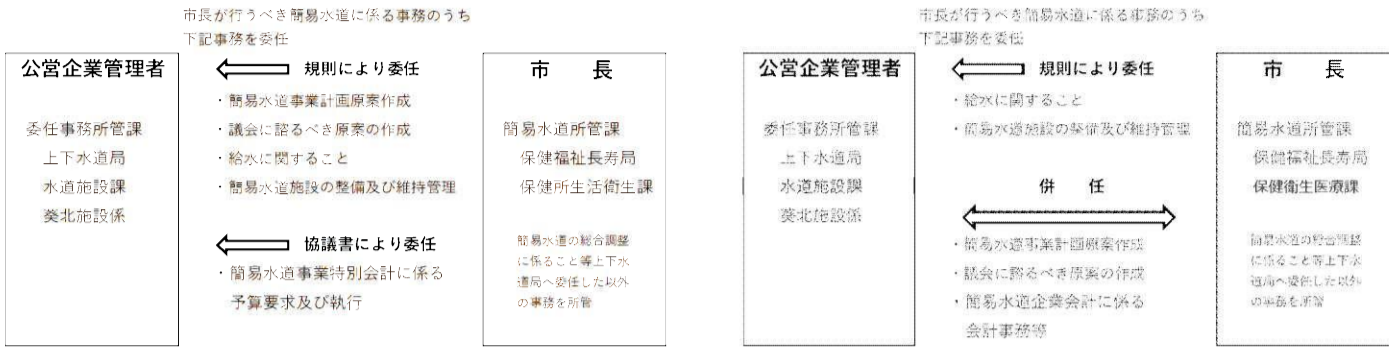
本市の経営する簡易水道は、地方公営企業法を一部適用(財務適用)して、令和2年度より公営企業会計へ移行します。法適用の公営企業となることから、また中山間地の飲料水供給政策全般を所管する体制を構築するために、令和2年4月1日より執行体制を見直します。

(令和元年度まで)

「市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則」により、事業計画等の原案作成、給水や維持管理、施設の整備改良といった事務を公営企業管理者に委任。また、予算執行については協議書により所管を水道施設課(葵北施設係)とする形を執って事業を運営。

(令和2年度より)

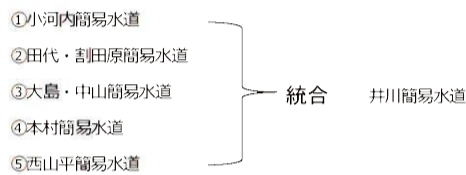
所管は保健福祉長寿局保健衛生医療部保健医療課。公営企業管理者への委任をより限定的なものとするよう「市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則」を改正。



(2) これまでの主な経営健全化の取組

【井川簡易水道統合事業】平成16年度～平成19年度

安定した給水と効率的な管理を行うために、井川地区にあった5つの簡易水道を1つに統合。



【静岡市簡易水道事業統合計画】

平成19年度の簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱及び同取扱要領の改正を受け、平成28年度末までに市営の16簡易水道を上水道に統合するとした「静岡市簡易水道事業統合計画書」を平成21年度に策定、厚生労働大臣あて提出する。同計画書に従い、平成28年度末までに、市営の16簡易水道が上水道に統合した。

(上記計画の取組結果)

名称/年度	H26	H27	H28	H29
静岡市上水道事業				
①谷津岡地簡易水道		統合		
②口坂本簡易水道				
③上渡簡易水道				
④下渡簡易水道				
⑤平野簡易水道				
⑥上落合簡易水道				
⑦大沢簡易水道				
⑧玉川南部簡易水道				統合
⑨中沢簡易水道				
⑩依沢野田平簡易水道				
⑪郷島簡易水道				
⑫松野油山簡易水道				
⑬牛妻簡易水道				
⑭八十岡簡易水道				
⑮水見色簡易水道				
⑯新聞岡地簡易水道				

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙「経営比較分析表」は平成30年度決算統計に基づくものであり、①井川簡易水道事業②日向簡易水道事業③坂ノ上簡易水道事業の合算です。

2. 将来の事業環境

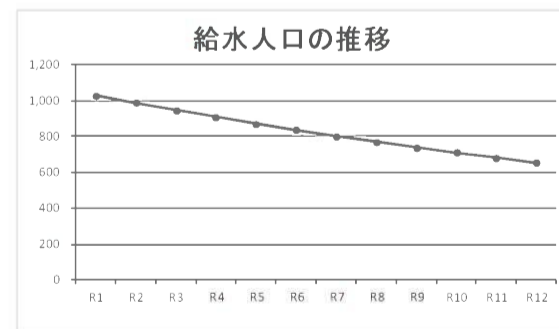
(1) 給水人口の予測

給水人口の予測値については、過去の実績値(H26～H30)を基に算出しました。

【給水人口 実績】

(単位:人)

簡易水道名	H26	H27	H28	H29	H30	平均値
井川	676	640	587	577	549	—
減少率	—	0.946	0.917	0.982	0.951	0.949
日向	263	262	258	251	237	—
減少率	—	0.996	0.984	0.972	0.944	0.974
坂ノ上	320	307	288	287	286	—
減少率	—	0.959	0.938	0.996	0.996	0.972
計	1,259	1,209	1,133	1,115	1,072	—



【給水人口 予測】

(単位:人)

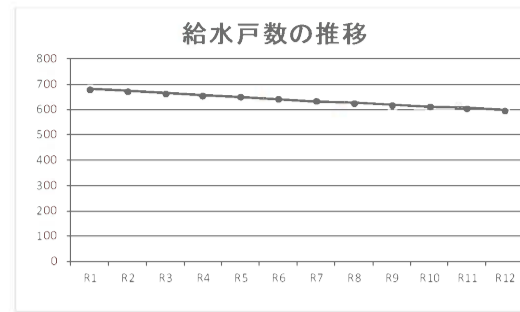
簡易水道名	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
井川	521	494	468	444	421	399	378	358	339	321	304	288
日向	230	224	218	212	206	200	194	188	183	178	173	168
坂ノ上	277	269	261	253	245	238	231	224	217	210	204	198
計	1,028	987	947	909	872	837	803	770	739	709	681	654

給水人口 = 前年度給水人口 × 減少率(平均値)

(2) 給水戸数の予測

給水戸数の予測値については、過去の実績値(H26～H30)を基に算出しました。

【給水戸数 実績】		(単位: 戸)					
簡易水道名	H26	H27	H28	H29	H30	平均値	
井川	440	437	436	427	427	—	
減少率	—	0.993	0.997	0.979	1.000	0.992	
日向	125	124	124	121	115	—	
減少率	—	0.992	1.000	0.975	0.950	0.979	
坂ノ上	148	148	145	146	147	—	
減少率	—	1.000	0.979	1.006	1.006	0.997	
計	713	709	705	694	689	—	



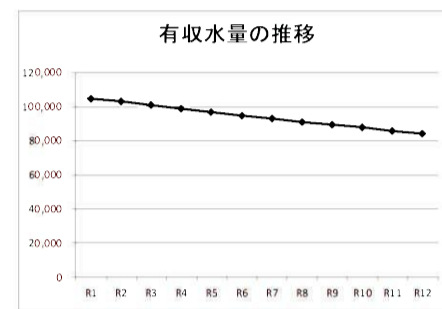
【給水戸数 予測】		(単位: 戸)											
簡易水道名	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
井川	423	419	415	411	407	403	399	395	391	387	383	379	
日向	112	109	106	103	100	97	94	92	90	88	86	84	
坂ノ上	146	145	144	143	142	141	140	139	138	137	136	135	
計	681	673	665	657	649	641	633	626	619	612	605	598	

給水戸数 = 前年度給水戸数 × 減少率(平均値)

(3) 水需要の予測

有収水量の予測値については、過去の実績値(H26～H30)を基に算出しました。

【有収水量 実績】		(単位: m)					
簡易水道名	H26	H27	H28	H29	H30	平均値	
井川	65,896	59,216	63,098	62,194	60,654	—	
増減率	—	0.898	1.065	0.985	0.975	0.980	
日向	22,021	21,672	22,844	23,640	20,653	—	
増減率	—	0.984	1.054	1.034	0.873	0.986	
坂ノ上	28,149	25,847	25,482	25,887	25,626	—	
増減率	—	0.918	0.985	1.015	0.989	0.976	
計	116,066	106,735	111,424	111,721	106,933	—	



【有収水量 予測】		(単位: m)											
簡易水道名	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
井川	59,440	58,251	57,085	55,943	54,824	53,727	52,652	51,598	50,566	49,554	48,562	47,590	
日向	20,363	20,077	19,795	19,517	19,243	18,973	18,707	18,445	18,186	17,931	17,679	17,431	
坂ノ上	25,010	24,409	23,823	23,251	22,692	22,147	21,615	21,096	20,589	20,094	19,611	19,140	
計	104,813	102,737	100,703	98,711	96,759	94,847	92,974	91,139	89,341	87,579	85,852	84,161	

有収水量 = 前年度有収水量 × 増減率(平均値)

(4) 料金収入の見通し

料金収入の見通し(予測値)については、令和2年6月使用分(3期分)から予定の料金改定を反映しています。

【料金収入 実績】		(単位: 千円)					
簡易水道名	H26	H27	H28	H29	H30	平均値	
井川	9,622	8,828	9,391	9,210	9,126	—	
増減率	—	0.917	1.063	0.980	0.990	0.987	
日向	3,054	3,038	3,189	3,142	2,835	—	
増減率	—	0.994	1.049	0.985	0.902	0.982	
坂ノ上	3,645	3,319	3,273	3,289	3,340	—	
増減率	—	0.910	0.986	1.004	1.015	0.978	
計	16,321	15,185	15,853	15,641	15,301	—	



※消費税込み(平成26年3期分から8%)

【料金収入 予測】		(単位: 千円)											
簡易水道名	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
井川	9,018	10,008	10,513	10,352	10,194	11,545	11,370	11,197	11,027	12,491	12,303	12,118	
日向	2,801	3,064	3,198	3,144	3,092	3,496	3,437	3,380	3,323	3,758	3,696	3,634	
坂ノ上	3,301	3,623	3,755	3,692	3,630	4,105	4,038	3,971	3,908	4,422	4,352	4,283	
計	15,120	16,695	17,466	17,188	16,916	19,146	18,845	18,548	18,258	20,671	20,351	20,035	

※R1年度の料金収入 = 1期～4期分は消費税率8%、5期～6期分は消費税率10%

※R2年度の料金収入 = 消費税率10%、3期分より料金改定を反映

※R4年度以降の料金収入 = 前年度料金収入に給水戸数や有収水量の増減率を乗じて算定

※R6年度以降の料金収入 = 4年毎の料金見直しを想定(R10年度以降の料金収入も同様)。

(5) 施設の見通し

水道未普及地域解消事業や簡易水道再編推進事業といった大規模事業の計画はありません。生活基盤近代化事業(基幹改良や増補改良)についても、下記のとおり令和元年度末をもって一区切りする予定です。

今後は、アセットマネジメントの手法を取り入れ策定した「施設更新計画」に基づき、計画的に取り組んでいきます。

【井川】
 布設後20年以上経過している老朽管路の布設更新が一区切りした。また、クリプトスポリウム対策として実施する紫外線照射装置の設置工事も令和元年度中に完了する予定。
 (直近の主な施設改良)
 ・管路の布設更新(基幹改良/市単独事業)
 期間:平成28年度～令和元年度
 布設延長:803.2m
 ・浄水設備の強化(増補改良/公共事業)
 期間:平成28年度～令和元年度
 内容:紫外線照射装置の設置

【日向】
 送・配水管路の布設工事が令和元年度中には完了する予定。これにより、布設後20年以上経過している老朽管路の布設更新は一区切りする。
 (直近の主な施設改良)
 ・管路の布設更新(基幹改良/公共事業)
 期間:平成28年度～令和元年度
 布設延長:1,252.6m

【坂ノ上】
 布設後20年以上経過している老朽管路の布設更新が一区切りした。
 (直近の主な施設改良)
 ・管路の布設更新(基幹改良/公共事業)
 期間:平成28年度～令和元年度
 布設延長:246.7m

(6) 組織の見直し

平成19年度の簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱及び同取扱要領の改正を受け、平成28年度末までに市営の16簡易水道を上水道に統合するとして「静岡市簡易水道事業統合計画書」を策定、計画通り上水道への統合が完了しました。
これと同時に運営体制についても、これまでの簡易水道課を廃止し水道施設課葵北施設係として3名減員の13名で、3簡易水道の運営と上水道に経営統合した15水道施設の維持管理を担当する組織の効率化を行いました。
令和2年度からは、簡易水道の公営企業化に伴い、保健衛生医療部の筆頭課である保健衛生医療課の所管であることを明確にし、水道施設課葵北施設係の職員を併任させるとした組織再編を行います。

今後も、給水人口や水需要の減少等厳しい経営環境が続くと見込まれることから、業務の効率化の追求とともに技術の継承に努め、スリムで効率的・効果的な運営体制を確立していきます。

3. 経営の基本方針

【経営理念】

本市は、中山間地域「オクシズ」を、国土保全・水源かん養といった多面的な公益的機能と、地域の祭事や伝統工芸などに代表される多様な地域資源を有する地域として重視し、自然環境を保全しつつオクシズを振興し、もって地域社会の継続的な発展に資することを目的として、「静岡市オクシズ地域おこし条例」を制定しています。

本条例はオクシズ振興の基本理念のひとつに、「オクシズに地域住民が暮らし続けることができ、地域住民が増加する環境が整備されなければならない」ことを掲げています。

市域のおよそ8割が山間部である本市にとって、都市部への人口流出により限界集落化が進むことは、山林・田畑などの荒廃による治山・治水能力の低下、空き家の増加による治安の悪化など、中山間地域のみならず市域全般に大きな悪影響を及ぼします。

こうしたことから、本市として中山間地域における飲料水供給の一端を担う市営簡易水道についても、オクシズ振興の基本理念に基づき、適切に施設の整備や維持管理を行い、中山間地域に安心して暮らし続けることのできる環境を支えていく必要があると考えています。

このため、中山間地域で生活する住人が今後も安心して住み続けることができるよう、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的として、収支不足分を補てんするため一般会計からの繰り出しを行いながら、本市は簡易水道事業(井川、日向、坂ノ上)を運営し、安心・安全な生活用水を安定的かつ継続的に供給していきます。その際、地域住民の生活福祉の向上と上水道使用者との公平性を確保するとして本市の方針に基づき、多額となる事業費用を安易に料金転嫁するのではなく、上水道料金を踏襲した料金体系を維持します。

また本市は、SDGs(持続可能な開発目標)の目標にもある「6. 安全な水とトイレを世界中に」と「11住み続けられるまちづくりを」を積極的に推進しており、市営簡易水道により、中山間地域に安心・安全な水を供給することはSDGsの推進に大きく貢献するものであると考えています。

そこで、住民生活に欠かすことのできない「水」の安定供給を継続するという経営理念を実現するため、次のとおり経営方針を定めます。

【経営方針】

1 供給水道水について

水道法に基づき管理された安心・安全な水を安定的に供給することで、中山間地域に生活する住民の衛生水準を確保し安心・安全な生活環境の維持に寄与します。

2 市簡易水道の水道料金について

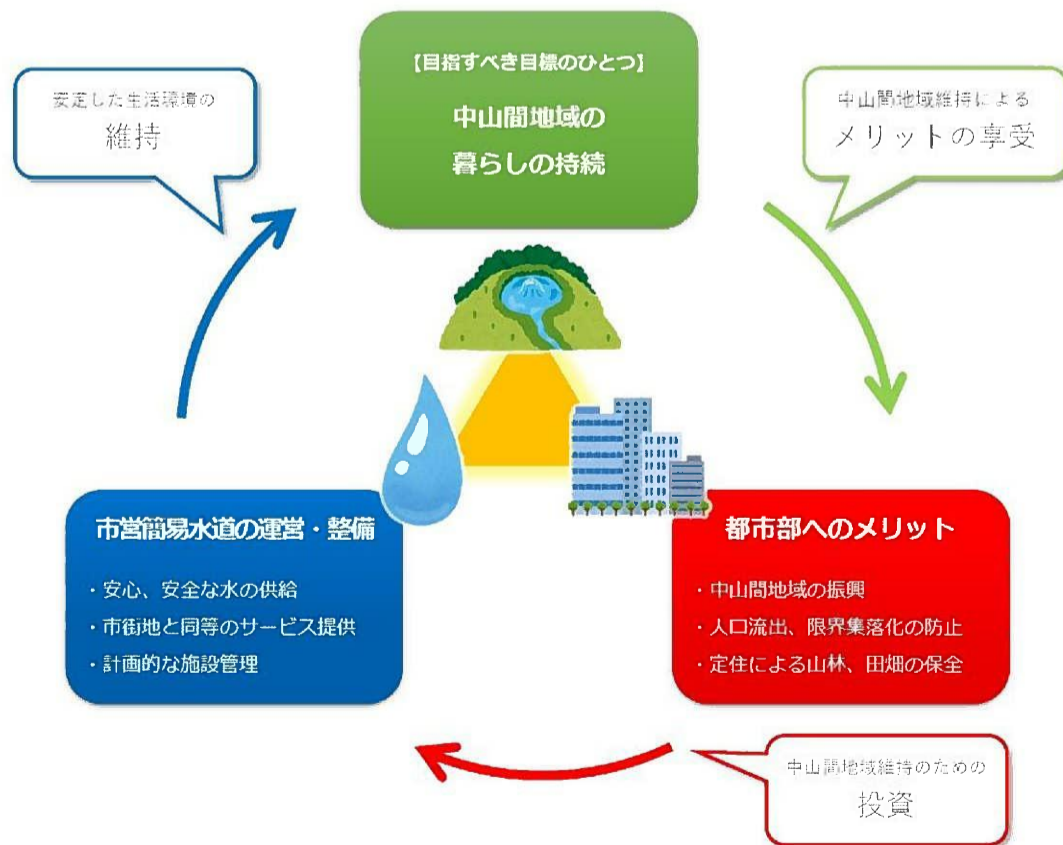
市営簡易水道で住民に提供する水道料金は、上水道で提供される水道の料金体系と同じとすることにより、中山間地域で生活する住民と上水道給水区域内で生活する住民とで水道料金の負担の公平性を確保します。

3 市簡易水道の運営について

市営簡易水道は地方公営企業法の一部を適用し、財務諸表等の作成による経営の透明性の向上や経営状況の見える化を図ることにより、更なる経営の効率化・合理化を推進していきます。また、市営簡易水道を運営していくにあたっては、徹底した事務の効率化を進めて経費削減を目指します。

4 赤字補填について

市営簡易水道は給水人口が少なく、小規模で給水効率が低いことから料金収入だけでは施設の管理運営費を賄うことができません。したがって、経営の効率化・合理化により赤字や企業債残高の縮減を図りつつ、上水道の水道料金と同じ料金を維持するために収支不足分を一般会計から補填し、収支均衡を保ちます。



4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	施設の更新(管路の布設替)やクリプト対策(浄水方法の強化)は、令和元年度末をもって一区切りする予定であり、期間中(令和2~12年度)に大規模改善事業の計画はありません。 今後はアセットマネジメントの手法を取り入れた施設更新計画に基づき、計画的に取り組んでいきます。
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【施設更新計画】 ※網掛け部の費用は、収支計画では「収益的」と「資本的」に分けて計上。

<令和2年度から令和7年度>

簡易水道名	R2	R3	R4	R5	R6	R7
井川		(田代ポンプ場) 減価機取替: 1,600千円 (中山中継ポンプ場) 受水槽水位計取替: 800千円 (本村中継ポンプ場) 受水槽水位計取替: 800千円	(小河内配水池) 残留塩素計取替: 3,000千円 (中山中継ポンプ場) 送水流量計整備: 400千円 (本村中継ポンプ場) 送水流量計整備: 400千円 (西山平配水池) 送水流量計整備: 400千円	(田代配水池) 残留塩素計取替: 3,000千円 (中山中継ポンプ場) No.1中継ポンプ部品交換: 320千円 No.2中継ポンプ部品交換: 320千円 (本村中継ポンプ場) No.1本村配水池送水ポンプ部品交換: 300千円 No.2本村配水池送水ポンプ部品交換: 320千円	(小河内配水池) 配水池No.1水位計取替: 800千円 配水池No.2水位計取替: 800千円 (田代配水池) 配水池No.1水位計取替: 800千円 配水池No.2水位計取替: 800千円 大島地区配水流量計整備: 400千円 田代配水流量計整備: 400千円	(本村配水池) 減価機取替: 1,000千円 (西山平配水池) 配水池No.1水位計取替: 800千円 配水池No.2水位計取替: 800千円
日向	(日向取水施設) 原水深度計取替: 5,200千円 バルブ類取替: 1,500千円	(日向取水施設) 膜供給ポンプA整備: 500千円 膜供給ポンプB整備: 500千円 ろ過水送水ポンプA取替: 1,000千円 ろ過水送水ポンプB取替: 1,000千円 バルブ類取替: 1,000千円	(日向取水施設) 逆洗水送水ポンプA取替: 1,000千円 逆洗水送水ポンプB取替: 1,000千円 原水サンプリングポンプ整備: 400千円 凝集剤注入機取替: 400千円	(日向配水池) 配水流量計(3基)取替: 1,500千円 配水池水位計(地下P)取替: 800千円	(日向取水施設) 薬品洗浄ポンプ(兼用)整備: 480千円 薬品洗浄ポンプ(次亜用)整備: 480千円 薬品洗浄用引込ポンプ(兼用)取替: 480千円	(日向取水施設) 空気圧縮機A取替: 200千円 空気圧縮機B取替: 200千円 空気槽取替: 200千円 流入流量計取替: 800千円 ろ過流量計取替: 800千円 配水流量計取替: 800千円
坂ノ上		(坂ノ上第1取水場) 減価機取替: 700千円	(坂ノ上第2取水場) 減価機取替: 1,400千円		(坂ノ上第2配水池) 配水池水位計取替: 800千円	

<令和8年度から令和12年度>

簡易水道名	R8	R9	R10	R11	R12
井川	(田代ポンプ場) 蓄水井No.1水位計取替: 800千円 蓄水井No.2水位計取替: 800千円 (小河内配水池) 地震計の基板交換: 400千円 (田代配水池) 地震計の基板交換: 400千円 (本村配水池) 配水流量計整備: 400千円 送水流量計整備: 400千円 残留塩素計取替: 3,000千円 地震計の基板交換: 400千円 (西山平配水池) 地震計の基板交換: 400千円	(田代ポンプ場) No.1田代送水ポンプ取替: 1,540千円 No.2田代送水ポンプ取替: 1,540千円 No.1小河内送水ポンプ取替: 1,300千円 (本村配水池) 配水池No.1水位計取替: 800千円 配水池No.2水位計取替: 800千円	(西山平配水池) 残留塩素計取替: 3,000千円	(田代ポンプ場) No.2小河内送水ポンプ取替: 1,300千円 (中山中継ポンプ場) No.1中継ポンプ取替: 1,540千円 No.2中継ポンプ取替: 1,540千円	(田代ポンプ場) 取水ポンプ取替: 1,200千円 計装・ブレーター機1の更新: 5,000千円 (本村配水池) No.1西山平配水池送水ポンプ取替: 400千円 No.2西山平配水池送水ポンプ取替: 400千円
日向			(日向地下ポンプ場) 取水ポンプ取替: 2,170千円	(日向取水施設) 第1薬液投与機取替: 1,000千円 第2薬液投与機取替: 1,000千円	
坂ノ上			(坂ノ上第1配水池) 配水池水位計取替: 800千円		

【不要施設の処分計画】

名称	R2		R3		R4	
	処分方法	概算費用(千円)	処分方法	概算費用(千円)	処分方法	概算費用(千円)
旧上落合簡易水道配水池	解体撤去	17,400	—	—	—	—
旧口坂本簡易水道配水池	—	—	解体撤去	7,656	—	—
旧大沢簡易水道配水池	—	—	—	—	解体撤去	15,554

※1 解体撤去の財源は「公営企業施設等整理債」を予定。
※2 用地は「借地」であることから、解体撤去後に返還する。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	負担の公平性と財源確保のために、簡易水道料金の収納率: 99%以上を確保します。
-----	------------------------------------------

【財源積算の考え方等】
料金収入: 令和2年6月使用分から予定の料金改定を反映させ、過去(H26~H30)の増減率の平均値で推移するとして計上。
他会計繰入金: 一般会計からの繰入金は、地方公営企業繰入金制度に基づく繰入基準額のほか、収支不足補填分(基準外分)を計上。

【財源確保の取組み】
料金収入の収納率(現年度分)99%以上を確保するため、未納者に対する早期催告を徹底する。
基準外の繰入金については、必要額を精査の上、丁寧な説明を行っていく。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【経費積算の考え方等】

職員給与費: 令和2年度からの職員数は、現行の職員数(4名)で計上。
 修繕費: アセットマネジメントの手法を取入れた施設更新計画より計上。
 動力費: 現行の施設設備等が当面継続することを前提に、直近の決算額(平成30年度)を基に計上。
 委託料: 現行の委託業務形態が当面継続することを前提に、直近の決算額(平成30年度)を基に計上。
 支払利息: 地方債償還計画(利息)より計上。
 地方債償還金: 地方債償還計画(元金)より計上。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

【収支計画に反映することができなかった検討中の取組】

水質監視体制を見直し、残留塩素計の設置台数及び管理補助者の人数を削減する。

【現行】

簡易水道名	施設名称	残留塩素計設置台数	管理補助者人数
井川	小河内配水池	1台	1人
	田代配水池	1台	1人
	本村配水池	1台	1人
	西山平配水池	1台	1人
	小計	4台	4人

【見直しの内容】

簡易水道名	施設名称	残留塩素計設置台数	管理補助者人数
井川	小河内配水池	1台	1人
	田代配水池		1人
	本村配水池		
	西山平配水池		
	小計		

《経費削減額(概算)》

残留塩素計の更新費用: 3,000千円×3台=9,000千円

残留塩素計の点検費用: 100千円/年×3台=300千円/年

管理補助業務の委託料: 30千円/年×2人=60千円/年

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	期間中に民間の資金・ノウハウ等の活用(PFI・DBOの導入等)の計画はない。 ※他都市における先進事例を注視する。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	人口減少や節水志向・節水器具の普及等の理由より水需要が減少傾向にある中、現在の水準を維持しながらダウンサイジング等による施設・設備規模の適正化を図る。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	期間中に施設・設備の合理化の計画はない。 ※施設・設備の更新時には、過去の実績や将来予測等より機器の性能や機能を精査し、適正化を図る。
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	日常及び定期的な保守点検とともに、点検結果に基づききめ細かな修繕の実施により施設・設備の長寿命化を図り、トータルコストの縮減と投資の平準化に努める。
広域化	広域化の計画はない。 ※当該事業(井川、日向、坂ノ上簡易水道)については、特定簡易水道に該当しないことから、上水道事業との統合対象外となった。
その他の取組	—

② 財源について検討状況等

料 金	市営の水道料金を市内同一とする料金改定を実施して10年余りが経過した。令和2年度より上水道の料金が、水需要の増減に影響されにくく、また、利用者全体で必要額を負担する料金体系とするねらいで、従量料金の部分は据え置きとし、基本料金の部分を値上げするとして改定を実施することから、簡易水道料金についてもこれに準じて改定するものとし、引き続き市営水道の市内同一料金を継続していく。
企 業 債	将来世代に過重な負担を強いることのないよう、企業債残高が適正な水準となるよう努める。 ※不要となった施設の解体撤去には、「公営企業施設等整理債」を活用する。
繰 入 金	一般会計からの基準外繰入により赤字補填している経営状況であることから、今後も徹底したコスト削減や業務の効率化と歳入確保に努め、一般会計繰入金金の抑制を図る。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	有効活用できる資産はない。 ※遊休資産の貸付等について、引き続きその可能性を探る。
その他の取組	—

*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	施設・設備の点検業務や満期を迎えた水道メーターの取替業務等、一部の業務を効率化や経費削減の観点より民間委託している。 現在のところ新規的要素はないが、今後新たに委託料が生じた場合は、投資・財政計画(収支計画)に反映させる。
修 繕 費	施設更新計画に基づく修繕等、適切な維持管理を実施するものとし、長寿命化を図り平準化に努める。
動 力 費	現在のところ新規的要素はないが、今後新たに設備の改修等により動力費が伴う場合は、投資・財政計画(収支計画)に反映させる。
職 員 給 与 費	公営企業会計へ移行する令和2年度からも、現行の職員数(4名)として計上している。今後も職員給与費の抑制に努める。
その他の取組	—

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	事後検証には「PDCA」サイクルを働かせ、毎年度進捗管理(モニタリング)を行う。 なお、投資・財政計画(収支計画)については、料金算定期間である4年サイクルでの見直しは必須であると考えている。
-------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	H29 (決算)	H30 (決算)	R1 (決算見込)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)					16,726	17,480	17,202	16,930	19,160	18,859	18,562	18,272	20,685	20,365	20,049
	(1) 料金収入					16,712	17,466	17,188	16,916	19,146	18,845	18,548	18,258	20,671	20,351	20,035
	(2) 受託工事収益 (B)					13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
	(3) その他					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2. 営業外収益					122,274	121,817	115,712	112,212	111,385	107,876	103,284	98,605	93,940	97,475	97,282
	(1) 補助金					111,900	111,474	106,176	102,789	101,964	99,106	95,006	90,665	86,138	89,730	89,638
	他会計補助金					111,900	111,474	106,176	102,789	101,964	99,106	95,006	90,665	86,138	89,730	89,638
	その他補助金															
	(2) 長期前受金戻入					10,367	10,336	9,529	9,416	9,414	8,763	8,271	7,933	7,795	7,738	7,637
	(3) その他の					7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
収入計 (C)					139,000	139,297	132,914	129,142	130,545	126,735	121,846	116,877	114,625	117,840	117,331	
収 益 的 支 出	1. 営業費用					138,201	131,834	135,338	116,997	119,543	116,830	112,980	108,943	107,566	111,639	111,928
	(1) 職員給与					25,401	25,401	25,401	25,401	25,401	25,401	25,401	25,401	25,401	25,401	25,401
	基本給					13,394	13,394	13,394	13,394	13,394	13,394	13,394	13,394	13,394	13,394	
	退職給付					12,007	12,007	12,007	12,007	12,007	12,007	12,007	12,007	12,007	12,007	
	その他					12,007	12,007	12,007	12,007	12,007	12,007	12,007	12,007	12,007	12,007	
	(2) 経費					59,033	52,666	60,065	42,491	45,151	44,511	42,911	40,511	39,711	43,991	44,751
	動力費					5,440	5,899	6,232	6,232	6,232	6,232	6,232	6,232	6,232	6,232	
	修繕費					6,300	10,900	8,400	6,580	9,240	8,600	7,000	4,600	3,800	8,080	
	材料費					47,293	35,867	45,433	29,679	29,679	29,679	29,679	29,679	29,679	29,679	
	その他					53,767	53,767	49,872	49,105	48,991	46,918	44,668	43,031	42,454	42,247	
(3) 減価償却					53,767	53,767	49,872	49,105	48,991	46,918	44,668	43,031	42,454	42,247		
2. 営業外費用					15,994	14,063	13,076	12,145	11,002	9,905	8,866	7,934	7,059	6,201	5,403	
(1) 支払利息					15,494	13,563	12,576	11,645	10,502	9,405	8,366	7,434	6,559	5,701	4,903	
(2) その他					500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	
支出計 (D)					154,195	145,897	148,414	129,142	130,545	126,735	121,846	116,877	114,625	117,840	117,331	
経常損益 (C)-(D) (E)					△ 15,195	△ 6,600	△ 15,500									
特別利益 (F)																
特別損失 (G)						2,205										
特別損益 (F)-(G) (H)						△ 2,205										
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)						△ 17,400	△ 6,600	△ 15,500								
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)																
流動資産 (J)																
うち未収金																
流動負債 (K)																
うち建設改良費分																
うち一時借入金																
うち未払金																
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)																
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)																
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)						16,713	17,467	17,189	16,917	19,147	18,846	18,549	18,259	20,672	20,352	20,036
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)																
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)																
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)																
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)																
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)																

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年 度		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
区 分		(決算)	(決算)	(決算見込)											
資本的収入	1. 企業債				17,400	7,600	15,500								
	うち資本費平準化債														
	2. 他会計出資金														
	3. 他会計補助金				5,400	6,596	14,476	18,640	17,538	20,755	22,432	22,610	23,230	16,922	13,087
	4. 他会計負担金														
	5. 他会計借入金														
	6. 国(都道府県)補助金														
	7. 固定資産売却代金														
	8. 工事負担金														
	9. その他														
計 (A)					22,800	14,196	29,976	18,640	17,538	20,755	22,432	22,610	23,230	16,922	13,087
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)															
純計 (A)-(B) (C)					22,800	14,196	29,976	18,640	17,538	20,755	22,432	22,610	23,230	16,922	13,087
資本的支出	1. 建設改良費				3,400		3,000	3,000			3,000	4,380	5,170	1,300	1,200
	うち職員給与費														
	2. 企業債償還金				44,900	49,527	51,319	54,829	56,615	58,410	55,329	52,828	52,219	49,631	45,526
	3. 他会計長期借入金返還金														
	4. 他会計への支出金														
	5. その他				500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
計 (D)				48,800	50,027	54,819	58,329	57,115	58,910	58,829	57,708	57,889	51,431	47,226	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)				26,000	35,831	24,843	39,689	39,577	38,155	36,397	35,098	34,659	34,509	34,139	
補填財源	1. 損益勘定留保資金				43,400	43,431	40,343	39,689	39,577	38,155	36,397	35,098	34,659	34,509	34,139
	2. 利益剰余金処分量														
	3. 繰越工事資金														
	4. その他														
計 (F)				43,400	43,431	40,343	39,689	39,577	38,155	36,397	35,098	34,659	34,509	34,139	
補填財源不足額 (E)-(F)				△ 17,400	△ 7,600	△ 15,500									
他会計借入金残高 (G)															
企業債残高 (H)				870,949	829,022	793,203	738,374	681,759	623,349	568,020	515,192	462,973	413,342	367,816	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
区 分		(決算)	(決算)	(決算見込)											
収益的収支分					68,500	68,043	65,833	63,100	62,387	60,951	58,609	55,567	51,479	55,221	55,499
	うち基準内繰入金				7,747	6,781	6,288	5,822	5,251	4,702	4,183	3,717	3,279	2,850	2,451
	うち基準外繰入金				60,753	61,262	59,545	57,278	57,136	56,249	54,426	51,850	48,200	52,371	53,048
資本的収支分					48,800	50,027	54,819	58,329	57,115	58,910	58,829	57,708	57,889	51,431	47,226
	うち基準内繰入金				22,450	24,763	25,659	27,414	28,307	29,205	27,664	26,414	26,109	24,815	22,763
	うち基準外繰入金				26,350	25,264	29,160	30,915	28,808	29,705	31,165	31,294	31,780	26,616	24,463
合 計				117,300	118,070	120,652	121,429	119,502	119,861	117,438	113,275	109,368	106,652	102,725	

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
		H29 (決算)	H30 (決算)	R1 (決算)											
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	89,130	89,346	84,225											
	(1) 営 業 収 益 (B)	15,655	15,317	14,556											
	ア 料 金 収 入	15,641	15,301	14,520											
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他	14	16	36											
	(2) 営 業 外 収 益	73,475	74,029	69,669											
	ア 他 会 計 繰 入 金	59,215	73,332	69,094											
	イ そ の 他	14,260	697	575											
	2 総 費 用 (D)	89,130	88,773	83,401											
	(1) 営 業 費 用	72,541	72,888	68,304											
	ア 職 員 給 与 費	25,912	26,463	25,353											
	イ そ の 他	46,629	46,425	42,951											
(2) 営 業 外 費 用	16,589	15,885	15,097												
ア 支 払 利 息	16,589	15,885	15,097												
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		573	824												
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	91,585	99,039	196,331											
	(1) 地 方 債	41,200	40,800	115,400											
	うち 資 本 費 平 準 化 債														
	(2) 他 会 計 補 助 金	48,785	49,668	46,706											
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	1,600	8,571	34,225											
	(6) 工 事 負 担 金														
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)	82,321	105,045	191,807											
	(1) 建 設 改 良 費	43,435	65,253	150,633											
	うち 職 員 給 与 費														
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	38,886	39,792	41,174												
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	9,264	△ 6,006	4,524												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	9,264	△ 5,433	5,348												
積 立 金 (K)															
前年度からの繰越金 (L)	199	9,463	4,030												
前年度繰上充用金 (M)															
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	9,463	4,030	9,378												
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	7,882	1,876													
実 質 収 支 黒 字 (P)	1,581	2,154	9,378												
(N)-(O) 赤 字 (Q)															
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)															
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	70	69	68												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)															
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	15,655	15,317	14,556												
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)															
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)															
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)															
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)															
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)															
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)															
地 方 債 残 高 (X)	823,761	824,769	898,995												

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
		H29 (決算)	H30 (決算)	R1 (決算 見込)											
収益的収支分		59,215	75,208	69,094											
	うち 基 準 内 繰 入 金	8,844	8,482	8,087											
	うち 基 準 外 繰 入 金	50,371	66,726	61,007											
資本的収支分		48,785	47,792	46,706											
	うち 基 準 内 繰 入 金	20,499	21,034	21,784											
	うち 基 準 外 繰 入 金	28,286	26,758	24,922											
合 計	108,000	123,000	115,800												

経営比較分析表（平成30年度決算）

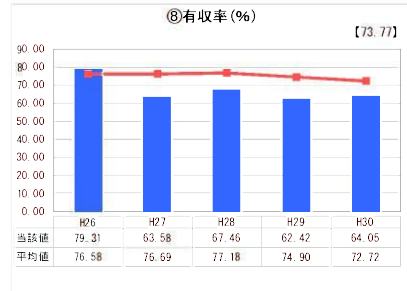
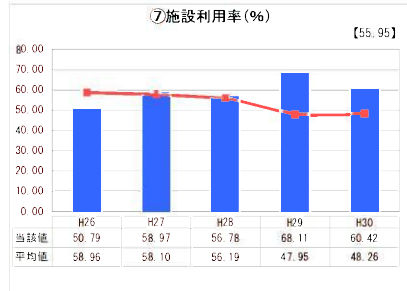
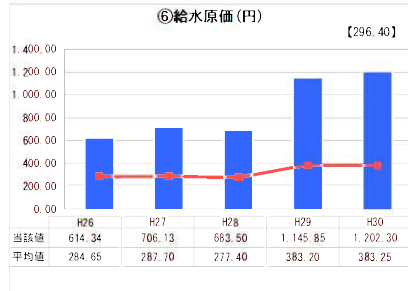
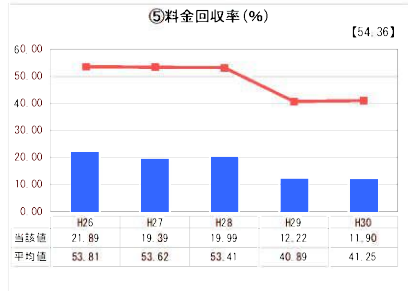
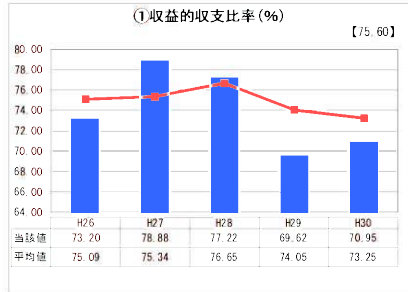
静岡県 静岡市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D4	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	該当数値なし	0.15	2,110	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
702,395	1,411.83	497.51
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
1,072	4.50	238.22

グラフ凡例	
■	当該団体値（当該値）
—	類似団体平均値（平均値）
【	平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益の収支比率は、類似団体平均値を下回っており、前年比で微増である。これは、主に総費用が減少したことによるものである。

②累積欠損金比率は、該当数値なし。

③流動比率は、該当数値なし。

④企業債残高対給水収益比率は、類似団体平均を上回り、前年比でほぼ同率である。これは、本市の簡易水道事業の規模が小さく、給水収益も少ない状況に対し、過去の建設改良工事等による残債が大ききことによるものである。

⑤料金回収率は、類似団体平均値を下回っており、前年比でほぼ同率である。これは、給水に係る費用について、給水収益以外の繰入金等の収入で補填している割合が大きいことを示している。

⑥給水原価は、類似団体平均を上回り、前年度比で微増である。これは、本市簡易水道事業の有収水量に対して、過去の建設改良工事等による残債が大きく、地方債の償還金が増加していることによるものである。

⑦施設利用率は、類似団体平均を上回り、前年度比で減少している。引き続き適切な稼働状況を持続しつつ、今後の更新の際には、給水人口の減少等を踏まえたつ施設・設備規模の適正化を図る。

⑧有収率は、類似団体を下回り、前年度比で微増である。老朽化した管路の更新により有収率の改善の兆しが見られることから、今後は漏水調査及び調査結果に基づく漏水箇所の修繕により、さらなる有収率の向上を図る。

2. 老朽化の状況について

③管路更新率は、H29からの繰越工事及びH30工事が完了したことにより、管路総延長に対して2.29%の更新率となっている。類似団体を大きく上回る数値となっているが、これは令和2年度の公営企業会計への移行に向けて、平成29年度から令和元年度にかけて集中的に管路更新を進めていることによるものである。

2. 老朽化の状況



全体総括

本市の簡易水道事業は小規模かつ山間部に位置しているため給水効率が悪く、維持管理に係る費用が給水収益を大きく上回り一般会計繰入金に頼らざるを得ない事業となっている。過去の残債も大きく、給水収益のみでの経営はきわめて困難な状況である。

これまでに16簡易水道を上水道に経営統合し、現行の簡易水道事業については、令和2年度より地方公営企業法の一部を適用して公営企業会計へと移行するため、施設整備を集中的に進めている。施設の整備は進んでいる反面、これに係る費用が増加していることから、令和7年度までは企業債償還金が増加する見込みである。

今後は、公営企業会計の適用により経営の効率化・合理化を推進するとともに、経営戦略に基づいて計画的な設備更新を行い、安定した給水の維持を図っていく。